

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	3
3. 養父市	5
4. 福岡市・北九州市	6
5. 沖縄県	7
6. 仙台市	8

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(8) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第12条の5に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

- ① 保育士不足解消等に向けて、神奈川県がその県内全域において多様な法人の活用により、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。

【平成30年度より実施】

- ② 保育士不足解消等に向けて、千葉県が成田市内全域において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成27年度より実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

- ① 東京都大田区の別図1の区域

【平成28年1月より実施予定】

- ② 千葉市の別図2の区域

【平成29年12月より実施予定】

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)

- ① 再生医療等製品の製造工程研究開発及び製造事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

- a) 当該事業の概要
治療方法が確立していない疾病の根治療法を実現するため、A I を活用した独自の解析手法を用いて、品質の安定した再生医療等製品の製造工程の研究開発を行う。
- b) 当該事業が行われる区域 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目 25 番 22
(ライフイノベーションセンター)
- c) 当該事業の実施期間 平成 29 年 12 月～平成 36 年 3 月
- d) 当該事業により取得等される設備等の概要
再生医療等製品の製造に係る研究開発用細胞調整装置等
- ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 2 号ロ
- エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性
本事業により研究開発を行う再生医療等製品の A I を活用した工程による製造は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。
- オ) 事業の実施主体 ファーマバイオ株式会社 (名古屋市西区)

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 大阪府の別図1の区域

【平成28年4月より実施（池田市については同年5月より実施）】

（注）柏原市の実施区域を市街化区域のうち「ホテル・旅館の建築が可能な地域」から「工業専用地域を除く全地域」に変更（直ちに実施）。

(15) 名称：公立国際教育学校等管理事業

内容：公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例

（国家戦略特別区域法第12条の3に規定する公立国際教育学校等管理事業）

我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うため、大阪市立水都国際中学校及び大阪市立水都国際高等学校の管理を民間事業者に委託する。

【平成31年4月より開始】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(2) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：以下に掲げる医療機関が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

①大阪大学医学部附属病院（大阪府吹田市）【平成 27 年 11 月より実施】

②京都大学医学部附属病院（京都市左京区）【直ちに実施】

(3) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：大阪大学医学部附属病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力的に推進する。【直ちに実施】

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（8）名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

内容：道路運送法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の2に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業）

養父市内の一般旅客自動車運送事業者、観光関連団体、地域自治組織等で今後設立するNPO法人である養父市マイカー運送ネットワークが、養父市大屋地域及び関宮地域を運送の区域とし、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。

【平成30年5月を目途に実施】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(9) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者が、福岡市及び北九州市内において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

⑤ 株式会社国際海洋開発 【平成30年3月より実施】

⑥ 一般社団法人無人機研究開発機構 【平成30年3月より実施】

(12) 名称：国家戦略特別区域空港アクセスバス事業

内容：運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者が、運行する特定の路線において、運賃については上限認可制を届出制に、運行計画については届出期日を短縮することで、利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る。

① 株式会社ロイヤルバス

・新規に開設する福岡空港と百道地区を結ぶ路線【平成29年4月を目途に実施】

② 西鉄バス北九州株式会社

・北九州空港と小倉地区を結ぶ路線【平成30年1月を目途に実施】

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（4）名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる法人が、自社や設置場所の存する市町村内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 株式会社大地（沖縄県南城市）

設置場所：沖縄県南城市内【平成30年度より実施】

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（3）事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：東北大学病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】